

ベケット「外国人に対する刑事裁判権の行使」

飯田忠雄

ノリに紹介すべき (W. E. Beckett) の *The exercise of criminal jurisdiction over foreigners* (外国人に対する刑事裁判権が行使) の題する論文は、一九一五年に *British Year book of International Law* 第六巻の四四頁から六〇頁にわたって掲載されたものである。この論文の掲載原典は、筆者が調査したといふれば、わが国の国営図書館では、京都大学、九州大学および東北大學のそれに所蔵されているに止まるようである。論文の筆者のベケットは、原典所載の紹介によれば、オックスフォードの All Souls College の特別研究員で、マスター・オブ・アーツの学位を有する人である。

外国人に対する刑事裁判権の行使について論じた論文は、今まで、ベケットの論文以外には見あたらないように思われる。その所論も妥当なものと思われるし、学生諸氏が、この種の問題を理解するには、是非一読しておく必要があると思われるので、次に、この論文を紹介するためにこれをほん訳して引用することとする。

外国人に対する刑事裁判権の行使

W · E · ベケット

外国人に対する刑事裁判権の行使は、カッティング (Cutting) 事件またはコスタ・リカ・ベケット (the Costa Rica Packet) 事件のような若干の国際的事件において問題となつたものであるとはいへ、無国籍者にも及ぶ裁判管轄権の範囲について各国がとつてゐる見解が、各国内法令に示されてゐるよ

べケット「外国人に対する刑事裁判権の行使」（飯田）

(一四九) 一四九

うに、大きな不一致を生じて いることを考慮に入れるならば、このことは概して意外なことではない。何となれば、一方において、起訴者側に権限を付与する国内法典の存在は、決して国際法上の権利の限界を越えて隣国人の憤りを買わねばならない国家のために、口実を提供するものではないし、また他方において、多少の差はある程度までは一般的に国家の政策の中に具体化されている「権力の分立」(Séparation des pouvoirs)が、行政部を、司法部の職員による国内刑法の正当な執行に干渉する権限のない地位に置いて いるのが、通例であるからである。

いかなる国家も他国の領域内において主権に基づく行為を実行できないし、また外国の国土に自國の公務員を送つて、そこで犯人を逮捕し、審理し、処罰することは、犯人が如何なる人であろうと、犯人が如何なる行為を行つたものであるうと、なし得ないことは、いうまでもなく、一般に承認されている。外国の領域内での降伏文書またはその種の他の協定文書の適用下において、外国の裁判権を用いることは、純粹に、国際的協定を根拠として、かつ事件の例外的な状態として、なされるのである。国家が外国人を裁判しきつ処罰する権利を有するのは如何なる時期か如何なる犯罪に

対するものであるかは、それがその国境地帯内においてその犯罪を発見するときには、問題は簡単である。この問題は、かような事件における裁判管轄の限界に関するものであり、外国人に対する裁判権の乱用または外国人に対する裁判の否定とは、何の関係もないものである。かような乱用と否定は、外国人を公明にかつ自国人とともに公平無私に処遇すべき、また外国人の権利の保護に対する十分な機構を保持すべき国際的義務の墮落である。また、この問題は、外国人を裁判する裁判所がこれらの場合に適用する法には、またその国籍国の法またはその犯罪地の法に払う関心にも、もしくは犯人が他国の裁判所の裁判をうけその犯罪について有罪または無罪とされた事実が訴訟手続に影響を及ぼすことを許容する範囲にも、全く関連がない。“Ne bis in idem”（一事不再理）の原則は、それが裁判権の乱用もしくは国際礼讓の無視という問題には適切なものであり得ようが、裁判権の有無の問題については、如何なる関係をも有するものではない。

国家の内外においてなされた行為について、国家が自国民の上に行使することを採用する裁判管轄が、いづれかの他国にも関連を有することは、全くあり得ないことである。それ故に、そのことは全く国際法の範囲外である。他方において、

外国人への裁判権の乱用もしくは越権は、各国がその海外にある市民を保護するために有する権利によって主張する権利を有するその国籍国の権利の侵害である。国家の外国人への刑事裁判権の限界は、国際法によつて決定せられなければならぬことである。

国家がその領域内で犯された刑法についてのあらゆる犯行に対して、外国人を裁判し、かつ処罰する権利を有することは、今日では、一般に承認されかつ受け入れられた国際法の規則である。問題は、これが外国人に対する裁判権の完全な限界であるかどうかである。確かに、航海中の船舶の国籍によつて影響を受けない公海における海賊行為の罪によつて外国人を処罰することの認められた権利（およびそれは時には国際的義務といわれている）がある。しかしながら、海賊行為の罪は、いかなる政治的団体の権限をも与えられずに犯された暴力行為に属するものである。また海賊は、“hostes humani generis”（人類の敵）であり、かつ海賊はその行為によつて自からどの國の保護をも受けることがないものとなつてゐる、といわれてゐるのである。海賊行為はかよな例外的根拠に立つてゐるものであるから、刑事裁判権一般の問題に如何なる光明をも授ずるものでない。国家の裁判権は、国

際法によつて、国家の領域において犯された犯罪に限定されゝるとする見解は、「厳密な領域説」（The strict territorial theory）と呼ぶことができるであらうし、またイギリス帝国およびアメリカ合衆国など大国間において支持されている。この原則を守るために、アメリカ合衆国は、前世紀の末期に、メキシコ共和国と衝突するに至り、いよいよ取り上げる主要判例すなわちカッティング事件（the case of Cutting）の判例を出すに至つた。

この判例は、両当事者がその立場を固執したというに止まつて、何ら決定的なものではなかつたし、またその事件は、仲裁裁決もなく、終つてしまつた。関心の要点は、メキシコがその刑法第一八条によつて、国際法に違反する裁判管轄権を横取りしていただかうかにあつた。メキシコの裁判所は、同国刑法の条項によつて、次の場合に該当するのを条件として、外国人により外国においてメキシコ人に対して犯された刑事犯罪に関して、裁判権を与えられていた。

- (1) 共和国内（メキシコ国内）で逮捕された被告人
- (2) 犯罪行為国において裁判されなかつた被告人
- (3) 違法行為がなされた所在地法により犯罪となる行為
- (4) 犯罪でありかつメキシコの法令による長拘留（arresto

mayor) よりも重い刑罰を受ける行為

ベーヤード (Bayard) 氏は、厳格な領域主義は、国際法によつて認容されたことであると論じた。多くの学者⁽³⁾（大部分はイギリスおよびアメリカの）およびこれら二強国の慣例は、彼の主張を支持する。メキシコのエム・マリスカル外相は、諸国の慣例は、それらの諸国の刑法典によつて証明されるよう、一様ではなく、かつ国際法学者の意見も一致したものではないし、それ故にまた、メキシコ国により要求された裁判権が国際法に違反するものであるということは支持し難いものであるということを、根拠とした。論争がなされた時期において、ギリシャおよびロシアがその国の法典中に、メキシコによつて主張されたと同じ種類の裁判権を付与されてゐる諸条項を有していたことは、事実であつた。このとき以来、ブラジル⁽⁵⁾および中国⁽⁶⁾の両国が、同様の効力について権能があるとした。イタリヤは、国外にあるイタリヤ人に対する犯罪について、その法典中に多少類似の条項を有しているが、しかし、この裁判権は、予備的または臨時の裁判権として考慮されているように思われる。といふのは、それは、国境から三マイル以内において犯された犯罪の場合以外は、外国犯罪人の引渡しの要求を犯罪地国に対しても行ないそれが拒否され

たとき限り行使されると、規定されているものだからである。

ノルウェーとスエーデンは、類似の条項を有しているが、そらくはそこにおいて主張されている国際法による正当な裁判権について、何ら特別の確信を必要としない各國政府との争いを避けるべき機能を政府に付与するという予防手段を、訴訟手続に対する行政部の同意に委ねている。これらの実例とは別に、M・マリスカルは、諸国の刑法典が厳格な領域説からたもとを分つたという他の例を引用することができた。かくして、オーストリア、ハンガリヤ、イタリヤおよびアルゼンチンは、外国犯人の引渡しを領域内裁判権を有する国家に請求したがそれを拒絶されたことを条件として、犯人が自己に入国する場合に、国外で外国人によって犯された犯罪（輕罪ではなく重罪）を、その国の国民に対する犯罪か否かにかかわりなく、それらの国の裁判所によつて裁判に附されるべきものとしている。ただこの場合、ハンガリヤの場合には、司法部長官の允可がなければ、訴訟手続をとり得ないものとされてはいるが。このような諸条項は、locus delicti commissi (犯罪地) の裁判所が固有の法廷であり、かつ第一次の裁判

権を有するのであるが、裁判権を有しかつ積極的に裁判をする裁判所がないとの理由で、犯人が処罰をまぬがれたままでいることは許されはならないという、高度な道徳的基盤に由来するものである。

さらに、⁽¹³⁾ ⁽¹⁴⁾ フランス、ドイツ、オーストリア、ベルギー、オランダ、ハンガリア、イタリア、ノルウェー、ロシア、スエーデン、ギリシャ、ブラジル、イスペニア、スイス、日本およびチリーは、すべて、国家の安全または財政上の信用に対する国外犯罪を根拠に外国人を処罰する機能を、それらの国々の裁判所に付与する諸規定を有する。これらの規定は、これら諸国のうちの大部分の国の法典に秘められている厳格な領域裁判権の一般原則に対する例外として、現われている。

グレーート・ブリテン、アメリカ合衆国、デンマークおよびボルトガルは、領域説 (territorial theory) を正確に固持している。

学説としては、イスパニア人リクエルメ (Riquelme)⁽¹⁵⁾ は、カッティング事件においてメキシコによつて主張された裁判権を支持する見解を表明したし、まだフォーシール (Fauchille)⁽¹⁶⁾ は、それに賛成しているように思われる。ウールセイ (Woolsey) は、刑事裁判権を支配する原則としての領域主義

を排斥した。しかるに、その問題に関する論議⁽¹⁶⁾について再度役目を委ねられた国際法協会 (Institute of International Law) は、領域主義を採用したけれども、事ある毎に、国家の安全および財政上の信用に対する犯罪を一般規則の除外例とするとの決議⁽¹⁷⁾、それは多くの大陸の国際法学者⁽¹⁸⁾によって保持されている見解であるが、を通過させた。

かという問題を包含するのが常であった。単なる権利不行使による権利の放棄を立証することは、常に困難なことである。またこの場合において、国家の刑事制度の相違からみてそこに、今日いくらかの国家が明らかに主張しもしない或種の裁判管轄権を見出すことは、困難であるであろう。この種の見解は、ある種の犯罪について共通の寛容さを見出すためには、どの時点において、諸国家の慣例が顧みられていなければならぬかを決定するにあたって、極めて打破し難い困難を包含しているものなのである。それは、なお一そう非歴史的である。あらゆる法令の歴史は、法の全く個人的な概念作用をもつて始まる。何人もそれ自身の種族・都市または階級の法令が賦与した権利と義務のみを有したし、また、いづれかの他国の法令によつて裁判されるべきものではなかつた。ローマ帝国が知られた世界のはてまで発展したことによつて、あらゆる実際的な重要さに関する考え方が、破壊されたといふよりはむしろ失しなわれてしまつたのである。だがそれは、中世に、封建制度が、あらゆる人を、その人が受けた保護に対する見返りとして君主に対する忠誠義務を負つた、その君主の裁判権に従わせたことにより、威力を十分發揮して復活した。裁判権は、その当時には、忠誠の上に認められた。し

ばしば外国領土にあらわれた商業從事者、それは外交使節や軍隊を除けば唯一の海外行動者であるが、(彼らはその当時にいづれの国家的な裁判権からの免除をも保持していた)は、一つの階級として、商人に固有の商人自身の法令と裁判所を有していた。商業從事者がおとづれた場所の地方的な法令または裁判所が彼らに適用されたであろうと仮定することは、その時代の思想の全傾向に反することであつた。中世の後半における東方地域の執政官の裁判権は、その自国人に及ぶ民事・刑事の事件について完全な機能を保持したものであるが、それは、西方地域においても商業從事者に對しても採用された。そして、使節は、自分が信任状を与えられた國で犯罪を犯した自國の臣民を、死刑に処する権限を行使した。⁽²⁰⁾

領域を基盤とする近代国家の発達は、外国の土地における裁判権の行使を廢して、外国人をその居住地を領域とする國家の裁判権に服させるに至つた。裁判権の淵源としての忠誠の理論は取り残されて、国民であることが忠誠の淵源になつた。居住外国人に及ぼされる裁判権は、彼らが居住するということを理由として、すなわち国家が外国人にその国土に来ることを許したという国家から受けた一時的な保護の返礼として外国人は一時的忠誠の義務を負うものであるという根拠

に基いて、古くからの教義に適合するものとされた。この理論は、疑いもなく歴史の問題としては正しいし、また国際法によつても認められてきた。歴史は、外国人に及んでいる裁判権が国家の理論において本来的固有のものではなくて、諸国民の同意によつて、後に認められたものであるとの、充分な確証である。

裁判権の唯一の淵源としての忠誠(恒久的または一時的)の理論は、多くの英米両国の学者によつて今日もなお主張されているが、それにしても、グレート・ブリテンおよびアメリカは、自国民の国外犯に対する処罰については、多くの他国よりも一そく少い権限を行使しているのである。しかしながら、この理論によつて正当化され得ない裁判管轄の権能についての、かように大きくかつ有力な一団による臆説は、裁判権の合法的行使が国際間の共通の合意に基いていなければならぬという見解から離れることなく、英米二国をも含めて、近代的発展が、近代的慣例の準拠として今日陳腐なものとして廃棄されなければならない理論を完全に克服し得なかつたかどうかを、考察すべき研究を必要とするのである。従来、厳密な領域説を叙述するにあたり、どちらの意味にもとれる語句「それらの領域内で犯された犯罪」(offences committed within their territory)が使用されてきた。この語句は、事件の二つの全く異なつた類型を包含するであろう。

(イ) 国境の内側に物理的に存在する人が、所在国の法令により刑事犯罪とされる行為を犯す場合。

(ロ) 領域内に入ることなく、国家の内部に有害な結果を惹起する行為を犯す場合。

国境地帯を横切つて発砲することは、第二の類型の場合の最も単純かつ明白な例にすぎない。爆弾とか偽造証書類は郵送しうるし、その有害な結果は、別国に滞在する犯人によって支配された代理人(恐らくは全く罪のない)によつて惹起されるであろう。それはそうとして、国境地帯を通過して入国したことのない外国人は、確かにその国の法令による如何なる保護をも全く受けなかつたし、全く「一時的臣下」(subditus temporarius)でもなかつたのだから、如何なる忠誠の義務も負わない。それ故に、もし忠誠説が裁判権の準拠であるならば、その外国人がその策動の結果をみるために、次の船で渡航して入国しても、このような犯罪のために裁判にかけることはできないのである。

グレート・ブリテン⁽²²⁾もアメリカ合衆国も、どちらもこれを許容しない。英米両国は、外国人が外国に在住する間に犯し

た犯罪で、犯人が意図する結果を右の両国の領域内で惹起する者に及ぶ裁判権行使すべき他の諸国⁽²⁴⁾の権利を、仮定しかつ承認している。裁判権の基礎としての忠誠は、実際には、これらの諸国によつてやえ放棄された。

ホール(Hall)⁽²⁵⁾の所説、「しかし、後者(すなわち外国人)に及ぶ裁判権が彼らの存在の結果として創設されるとき、それは彼らの入国をもつて始まり、かく彼らの出国をもつて終る・・・それは、その行為をする人々が領土内にある間に既遂となつた、少なくとも着手された行為に関して、行使し得るものであるにすぎない」は、いずれの国家の慣例とも符合しない。

ジョン・ベセット・ムーア(John Bassett moore)⁽²⁶⁾は、カッティング事件について彼が作成した覚書において、(次のように)述べてゐる。

「而して、一国が固有の規定を適用して、有体的に国外にある人々によつて自國の領域内において犯された犯罪を処罰しえることもまた、是認しうることである。一国の領域内において、他国に於ける人によつて犯された犯罪の場合においては、同一権限の裁判管轄権があり、前者の國家は、行為の所在を理由として、後者は、行為者の所在を理由として、

裁判管轄権を有することは、眞実である。」

彼は⁽²⁷⁾この裁判管轄権は、あらゆる国の法律によつて承認され⁽²⁸⁾いると述べている。彼は、領域裁判権(territorial jurisdiction)によって二つのタイプがあるといい、二つの例を記述⁽²⁹⁾しており、前者を客観的領域裁判権(Objective territorial jurisdiction)、後者を主觀的領域裁判権(Subjective territorial jurisdiction)と呼んでいる。主觀的領域裁判権は、イギリスの刑法において、またその他のほとんどの国の規定においてもまた、何らかの証拠となる明白な行為がその領域内でおこなわれている場合に、認められて⁽³⁰⁾いるようと思われる。ただアメリカの判例は、客觀説に賛成して主觀的領域裁判権を排除する傾向があつたように思われる⁽³¹⁾のであるが。

厳密な領域主義の擁護者による客觀説の承認の重要性は、国際法の觀点からは、ほんと過大評価されていない。これらの諸国によつて採用された見解と、大陸諸国によつて採用された見解との間の事点の多くの場合を調和させるには、役立つことであらう。

いのうな裁判権の眞のよういふいは何であるか。忠誠説が役に立たないことは、觀察しておいたところである。その眞のよういふいは、自衛権(self-defence)の根拠として求め得

られるにちがいないと思われる。その国境内においてその直接の結果として有害な結果を惹起するものはすべて、保存する」とがどの国にとってもレゾーデートル (*raison d'être*)

(存在の理由) である社会秩序に対する打撃である。M・モーラス・トラベールは、彼の大へん充実しかつ光輝を放つ作品 *Le Droit Pénal International* (国際刑法) において、すぐ

ての刑事裁判権の根本主義といふ、これを採用している。

「我々にとっては、刑法の唯一の根拠は、防衛の、換言すれば社会保護の理念である。」(Pour nous, la base unique du droit pénal est l'idée de défense ou de protection sociale.) それによれば、トラベールは、彼の全体系を樹立する。彼の作品は、最も開化された国家の慣例についての充分かつ豊富な調査と比較を含んでいるが、彼の結論は、主として、第一原理から

の論理的論証に求められるものであり、また、何であるかよりも、むしろ何であるべきならぬかを表現している。それ

の観点は、国際法学者のとくよりむしろ理論家のそれであり、それ故、それらは、その問題に関する研究にあたり特に周到な留意をする価値があるとはいひ、必ずしも国際法の現存状態との調和におけるよう、取り扱かわれることはできない。トラベールは、次のように、異なった法体系に

おける刑事裁判権についての学説を維持する種々の根拠を分類している。

(1) 犯罪の場所による (領域説)。

(2) 起訴された行為の性質による。

(3) 被害者の国籍による (消極的国籍説)。

(4) 加害者の国籍による (積極的国籍説)。

(5) 刑法に規定する事態の国土上の行為に依る犯人が存在することによる (世界主義説)。

第一の根拠については、それ以上述べることは、不需要である。それは、基本的なものとして要求される原理によって明らかに正当化されている。それは、外国人に及んでいた裁判権の唯一の根拠であり、国際社会の少くとも四メンバーによつて、また先例に関する多くの著作者によつて、認められたことである。

第一は、裁判権が「外国で外国人によって遂行される国家の安全または信用を侵害する犯罪」 (crimes portant atteinte à la sûreté ou au crédit de L'Etat consommés par des étrangers à l'étranger) を处罚する」とを、多数の諸国家によつて主張される根拠である。

このような犯罪は、例外的なかつ独特の方法で、あらゆる

それらの法典の中で、取り扱かわれている。それが厳格な領域主義の一般規則への除外例として、国際法における承認を確立したこととを充分に主張し得る慣例は、実に普遍的なものである。この故に、アメリカの著述家ウォートン (Wharton) は、一八八五年(35)に「外国においてであろうとも、自國の有価証券を偽造することを、外国人にとっての刑事犯罪とする制定法を、通過しなかつた文明國は存在しない」と、不正確ではあるが、主張された裁判権の正当性についての彼の見解の強い証拠である所説を、述べた。国際法によって認められた除外例として、この様式の裁判権を容認することの容易ならぬ困難さは、種々の法典の調査によつて、明白である。これらの項目の下で犯罪とされた行為の類型と数とは、實に種々雑多である。國家の元首の生命に対する陰謀、憲法に対する誘発された革命、郵便を通じての偽造流通紙幣の流布は、單純な実例であつて、論議するまでもないこととされている。

しかし、国家は、その安全もしくは信用を危険に陥らせるところについての審判者である。国家は、アヘンまたは賭博または無神論文学が国家の安全に対する脅威であり、またはその流通についての思惑が国家の信用に対する「脅威である」という考え方を選ぶことができる。その問題は、同時に、領域

裁判権の客觀説が、このような犯罪を全く除外例として取り扱かうことを、不必要ならしめないかどうかを、思い起させれる。國家の安全または信用に脅威を与えるあらゆる行為は、領域内において、その結果もしくはその行為のうちのなんかを発生する行為であつてはならないのか。もしそれでいいのならば争いはない。処罪する権利は、議論の余地がない。答は、これは實に多くの事件においてそうであり、また、この点における上述のグレート・ブリテンとフランスの慣例との間の差異が、一見したところでは、それが目につくほど広いものでは、ほとんどないということである。國家の安全または信用に対するすべての最も重大な危険は、この方法で處理されている。それにもかかわらず、若干のものは、領域主義の中に導入し得ないものである。例えば、国境を越えるアヘンまたは禁制文学の現行の密輸者は、その活動範囲が密輸者に国境地帯を通過させるものではないのであるが、裁判管轄権に関するいづれかの見解の下で、その者を処罪しようとするのが通例であった。偽造・変造の紙幣 (Treasury notes) をイングランドに持ち込む偽造者も同様である。しかししながら、ある人がその行為をしたということ、すなわち、船上の個室に僅少のアヘンを置いて三マイルきつかりの線の

外側において各人に販売したのは何者であるか、また何者がモントカルロ銀行において交換するために偽造・変造の紙幣をまき散らしたのか⁽³⁶⁾、また購入者による撤布の目的で無神論もしくは無政府主義者の文学をスイスにおいて書きまたは公表したのは何者か、を述べることは、不可能なのが常である。

有害な結果はその国境内において経験され、刑事被告人たる外国人の行為がいろいろの点からみてその原因であった、という單なる事実は、その者に及ぶ裁判権を、ある国家に付与するのに必ずしも役立たないであろう。これらの有害な結果は、法的意味において、その者の犯罪行為の直接の結果であるにちがいない。フランスの法典の七六または七七、八四一五の各条を適用して裁判することができるものとされるあらゆる行為を、領域主義の範囲内に持ち込むことは、不可能である。

客観的領域説を越えて行くこれらの場合においては、外国人に及ぶ裁判権は、国際法によって認められないと思われる。かような根拠についての争いは、多くの法典が、フランスのそれのように、このような条項の下における起訴は、行政部の発議によってのみなされなければならないと規定しているから、恐らくはほとんど起りそうもないことである。

この種の場合を離れる前に、公海における海賊行為は、それに及ぶ裁判権がその行為自体の性質のために認められる犯罪の範疇の中に入れられることが、充分に注目されなければならないことである。

仕組が偏頗なく用いられるべきであることを主張すべき、国籍国家の権利に常に委ねなければならない。もし犯人がその国籍国の領域に逃亡するときは、外国犯人の引渡により、その犯罪が社会秩序を侵害した場所であり、かつその犯人が法令により裁判されなければならない場所に、その犯人を移送することができる。裁判権に対するこの要求が国際的許容を⁽³⁸⁾得ることができなかつたことは、認められなければならない。

第四の根拠は、前述したように、国際法に関係はない。
第五の根拠は、オーストリア、ハンガリア、イタリアおよびアルゼンチンの法典において採用されている。それらの各々の法典において、この裁判権は、本質的に附隨的なものとして現れている。領域国家の第一次的権利は認められている。外國犯人の引渡は、請求されたが拒否されているを要する。

ハンガリヤにおいては、それはまた自由裁量である。ホール(Hall)は、かような請求に対する拒絶は、裁判権の行使についての承諾と同意義であり、その後には、権利⁽³⁹⁾なるならば、その場合、事件が完全にその裁判管轄権内に含まれるならば、犯人がその犯罪行為の際にいた場所の法令により、犯罪が刑罰に相当するものであつたかどうかを問うこと

は、その裁判所にとって必要でないという帰結になるようと思われる。ある国家自体の刑法は、その社会秩序を危険に陥れることについての国家自体の見解の表現であり、国家自体を保護するに必要缺くべからざる法令に關する他国の諸概念は、時にはそれを考慮する必要があると思われるであろうが、

国家は、それに反対する犯罪者の国籍国家でないかもしけない。处罚されない犯罪者の存在は、それ 자체が社会秩序に対

適切なものではない。

これは誤った見解であると思われる。同時発生の裁判管轄権があるという同じ理論によれば、有罪判決もしくは無罪放免という外国の裁判は、同様に不適当と思われもしやう。それにも拘らず、合法的な裁判管轄権を有する外国裁判所の裁判は、明らかに法によるのでないならば、⁽⁴²⁾国際礼讓の規則によるその終局の結論として、一般的に考慮されている。

この問題を終るまえに考慮の価値ある、コスター・リカ・パ

ケット号事件において争点となつた一つの他の問題がある。国家は、その危険に対し外国人に及ぼされる裁判権行使するか。

カーベンターは、彼がオランダの領水内で犯罪を犯したという理由によって、逮捕され、裁判が係属中の数週間投獄された。もし何かが犯されたとするならば、犯罪は公海において犯されたにちがいないことが立証された。彼は、釈放された。審判者であった著名な国際法学者の判決は、この点について確定していないが、それは、彼が、オランダの裁判所が実際に全くその者を留置するための理由のある根拠を有しないこと、すなわちそのやり方が、国際法により要求された能力または公平の標準より以下に落ちたことを判決

し、かつそれを理由として、オランダに賠償を払うこと宣告したからである。もし裁判所が、その裁判権の存在根拠となる事実についての無理からぬ誤りに基いて裁判権があると主張するならば、如何なる国際的犯罪もなされないとこうことを、先例もないのに、証明として賭けてみるのが常であると思われる。もしそれが法（これは国際法を意味する）の錯謬に基く行動であるならば、賠償を求める事件が発生する。

(1) 海賊行為は、慣習によつて一定の他の犯罪が同じ地位に置かれたとはいゝ、各國のコモン・ローによつて、このカテゴリーの中に孤立している。

(2) ムーア、国際法摘要(一巻) (Moore, International Law Digest, Vol. 11), § 201 を合衆国の輪争について、また、合衆国の外国関係 (the Foreign Relations of the U.S.) (一八八八年)、一巻、一一四頁以下は、メキシコ事件について、参照せよ。外国人に及ぶ裁判権に関する諸国慣習を分析する、メキシコ政府に送られたジョン・ベセット・ムーアの覚え書きは、ムーア、上記引用文中、§ 202 の中で短縮された形で印刷されている。

リオ・グランデ河の長さは、テキサス州とメキシコ共和国のチウアワ州との間の境界を形成する。テキサスの側にエル・パソ・デル・ノーテ (El Paso del Norte) の町である。エル・パソ・デル・ノーテにおいて時に断続的に住むアメリカ市民リチャード・カッティングは、その町のメキシコ市民ミゲル・メディナと喧嘩口輪

した。彼は、エル・パソ・デル・ノーテにおいて、メディナに重大な非難を投げつけるステートメントを公表し、それに統いてメキシコ裁判所においてカッティングが撤回および謝罪を発表することを余儀なくさせられる経過をたどった訴訟手続（それは市民の身分に附隨するものであったと思われるものである）がとられた。彼は、それからほとんど同時に一八八六年六月一八日に、国境の他の側ににおけるエル・パソの新聞に、彼の謝罪を拒絶し、かつメディナに対する新しい告訴をする他のステートメントを、発表した。六月二二日に、エル・パソ・デル・ノーテにおいて、彼は六月一八日の公表に基づいた名譽毀損文書誹謗罪の罪名によるメディナの訴で逮捕されて、投獄された。彼の釈放が合衆国の領事によって、メキシコの裁判所は合衆国民によるテキサスの新聞での公表に関して裁判権を有しないという根拠に基いて、要求された。その後、罪名は改められて、次の三個の代りの根拠による名譽毀損文書誹謗罪について、裁判されて有罪の宣告がされた。

一、エル・パソ・デル・ノーテにおけるテキサス新聞の発行部数。

二、先の訴訟手続における訴因であったエル・パソ・デル・ノーテにおける以前の発表。

三、メキシコ刑法典 八六条の適用されるテキサス新聞における発表。

ワシントンの国務省は、その事件を取りあげて、裁判管轄権の欠缺を理由とする上訴がチワウアワの最高裁判所に提起された。カッティングは、その経過中にメディナが訴訟手続を放棄したので、係属中の取調べから釈放された。しかしながら、その事件は二年の間、ワシントンおよびメキシコ市の間の覚書の交換の主因であった。ペーヤード氏は、カッティングの投獄の理由で賠償の支払を要求し、メ

キシコ刑法典の改正は、国際法に違反しかつ将来の争いの起りうる原由であるとした。彼は、有罪の判決がそれに基いたと思われた最初の二つの根拠を、全く本来の論告には含まれていなかつたものであり、かつ単なる後知恵であるとして無視した。そしてアメリカ国民に及ぼされる裁判権についてのその他の点で道理に合わない仮定を正当化する企図を捲入し、かつ法典の一八六条に彼の攻撃を集中した。メキシコ外務官M.マリスカルは、その回答の中で、賠償の要求に対する抗弁として代りの根拠の最初の二つを頗みにしてはいるけれども、また国際法によるその有効性を取りあげようと努めた第一八六条とも、主として関連していた。彼は、二つの都市がびつたりと連続しているという見方から、テキサス新聞における公表は避け難く、かつカッティングがそこにいることを考慮に入れれば、どういかつかのところよりもむしろ混乱の惹起を意図されたと思われるエル・パソ・デル・ノーテ市において故意にその結果を発生させたという主張を、決してとらなかった。

(3) 例えれば、Hall(八版), § 10および§ 62; Oppenheim (三版), I巻, § 147, p.240; Phillimore: International Law (三版) I巻, pp. 454-8 Westlake: International Law, I巻, p. 251; Moore, 前掲, § 202; Heffter: Le Droit Int. de l'Europe (日語), p. 85 § 36; Wheaton, 八版(Dana), § 113 (p.179); D. I. G. (改訂版) I〇巻五六八頁にあるアルベリク・ロラン(albertic Rölin)¹ カッティング事件についての論文において、この著述家は、強く敵対的な領域説を支持している。

(4) イギリスの慣習法は、一八九四年の商業航海条例の六八七条に含まれた幾分奇異な規定を除いては、一般的に敵対的な領域主義と一致する。「犯罪が犯されてゐるときに、いすれかのイギリス船中に入り、

さたは三ヵ月以内、前もって雇傭されてきた、いすれかの船長、海員、または見習者によつて、帝国領土の浜辺またはその沿岸海域かのいずれか一方の場所において犯された財産または人に対するあらゆる犯罪は、同じ性質の犯罪であると思われるであろう。等々・

そして、あたかもこれらはの如くに、同じ方法でかつ同じ裁判所に轄權内において犯されたかの如くに、同じ方法でかつ同じ裁判所に よつて裁判される・」「オランダによつて、国際的に論議するようになることができる行為の間でとして、Studies in International Law が引用された。」

合衆国の慣例は、(1) 国対マックローン事件およびタイラー対ビーブル号事件(下記の一六六頁注(23)をみよ)におけるその裁判

所の判決は、はるかにそれを広げすぎる企図である、かまたは、(2) 一八五六年の制定法の § 24(修正制定法、§ 1750)(犯人の国籍の別なく合衆国裁判所によって罰せられる海外にある士官達に合衆国の領事によつてとられた命令について、宣誓にあたりたは証拠物件について偽証すること)は、それ以外に及ぶ。しかしながら、かような虚偽の証拠は、その裁判所に對して要求される。かつ制定法がおそらくはその根拠に基いて正当化される合衆国において、若干のその効力を、それぞれの場合に、生ずるに違いない。

(5) 一九一一年、六月二三日の法律第二四一六号、一四条：「ブラジル人に対する犯罪を外國領土において犯したブラジル人および外国人を、ブラジルにおいて起訴し、かつ裁判することができ、犯罪人は、ブラジルの法律によつて、二年以下の禁固刑に処する。犯罪人引渡が許される場合には、それが犯罪が行なわれた場所を領有する國家によつて請求されていないときには、ブラジル人または外国人に対する訴訟は、内務省からの申請に基づくかまたは被害者の訴

えど基づくのでなければ提起されない」〔トラベール、国際刑法

(Travers, *Le Droit Int'l Pénal*) 一巻、五三八頁からの引用〕

(6) 中華民国刑法典第五条。それは、その他のいすれかより更に進んでいる。

(7) イタリヤ法典、六条(1)。

(8) ノールウエー法典。一二一条。その法典の一二一条(3)は、海外で犯された一定の犯罪に及んでいたその裁判所の裁判権を、国民としてノルウェーに住居を定めた人々に及ぼしていることに注目すべきである。コツアの事件およびそれについての国際法学者の批評は、

かような裁判権が論争されるらしいことを示すものとして、引用しうるであろう。

(9) オーストリア刑法典、三九条および四〇条：「前の条項の中ににおいて指示された以外の犯罪（すなわち、国家の安全と信用に対する犯罪）を、外国において犯す外国人は、オーストリアに入国したときに常に逮捕されなければならない、かつ犯罪が犯された国家によるその犯罪人引渡しに対して、直ちに従わなければならない。たとえ外国人がそれを命ぜることを拒絶するに至るといえども、それは、現在の刑法典による規定に基づく根本方針として、外国人犯人に對する方法であらねばならない」（トラベル、前掲五六七頁からの引用）。

(10) ハンガリー刑法典、九条および一六条。

(11) イタリヤ刑法典、六条。

(12) アルゼンチン、一八八五年四月一五日の法律(La loi du 25 avril 1885) 第五条。

(13) フランスの見解は、*Journal du Palais*, 1873, pp. 299以下において報告され、かつムーア(Moore)によつて要約され、その要約が引用されているフォーナージ事件(Fornage)における最高裁判所

(Cour de Cassation) の判決によれば、十分に説明がなされている。レーモンド・フォーマー (Raymond Fornage) は、窃盗罪のため、シャンベリーにおいて、検事局 (裁判所の弾劾部 Chambre des misse en accusation) 「大陪審」によつて、起訴され、スイスのオーバーにおいて犯されたとして、論告の中に記述され、そして事件は、オーヴ・サボイ (Haute-Savoie) 重罪裁判所 (Cour d'assises) において陪審によって審判に附された。彼は、裁判管轄権がないという理由でシャンベリー裁判所による拘留令状に対しても「彼はすればすることができるようだ」と上訴しなかつたが、しかし重罪裁判所においては、彼は外国人であつて外国において犯された行為について起訴されたという理由で、裁判所の権限に異議を唱えた。重罪裁判所は、シャンベリー法廷による拘留令状は有効であり、かつ抗議がなされなかつたら、かような点は容認できないと判決した。

オーナージは、最高裁判所に上訴したが、最高裁判所は、重罪裁判所の決定を破棄した。

その判決は、次の引用節を含んでいる。(重罪裁判所は、検事局においては、事件について事件に付し、フランス法によつて処罰しうるあらゆる行為に及んでいる裁判管轄権を付与されており、かつそれ故に一般にそれらの権限についていかなる異議をも容認できないことを述べて後)、「しかしこの裁判管轄権は、・・・実際に刑罰権は領域の範囲を越えては及ばない、主権から流れ出るものであること、合法な自衛の権利に基いて存在する規定、刑事訴訟手続についての法典七条に掲げられた場合を除いては、フランスの裁判所は、外国人において犯された行為を理由に外国人を裁判する権能を有しないこと、」ことについてのそれら (フランスの法廷) の無權能は、絶対的かつ恒久的であるといつて、それは沈

默によりても被告人の同意によつてもそのいずれによつても放棄され得ないこと、それは刑事訴訟手続のあらゆる段階において存在すること、という点から見て、かような行為についての理由によつて、フランスの裁判所によつて裁判され得ないところ、外国人によつて領域外において犯された犯罪に、及ぼし得ない。」

フランスの『労働法』(卷1) の六三条は、一般的なフランスの慣例に対する小さいかつ重要でない例外例を有している。それは、劇場およびサーカスにおいて児童を使用することに関するフランスの法律によつて、その児童がフランス人であるときには、外国人によつて国外で犯された場合でさえも、罰しらるる犯罪を犯した者を、フランスの裁判所によつて裁判しらるようにしている。

(14) リチャード・ブレック (Richard Breck) (一八八〇年の) の事件においては、コンスタンス (Constance) におけるドイツの裁判所は、その犯罪がドイツでない人によって外国の土地において犯されたことを理由に、ブレックを無罪にした。それは、彼がドイツであったという理由で、ライプチヒの最高裁判所によつて、辛うじて破棄された。(マーア：摘要、一巻、§ 200)。

(15) リクルメ (Riquelme) 第1巻第1編第1章・ウールセイ (Woolsey)、国際法の研究入門 (Introduction to the Study of Int. Law) § 56；フォーハイ (Fauchille) 国際法概論 (Traité du Droit Int.) 卷、§ 442 (26)。

(16) 一八七九年のブランセル、一八八三年のマヘル、年鑑、一八八三・一五、pp. 123-60、刑法法の抵触。

(17) 「その行為が訴因のある國家の社会生活への打撃を構成し、おびその安全を危へくるときは、そしてそれがそれらの行なわれた領域の国の刑法によつて全く規定されていないものであるとしても、

その刑法に違反して、その領域外において、かつ外国人によって、まわらへて犯された行為を罰することとは、すべての国が権利として有する。」カントンは、この決議を、両会議において支持した。

(18) ポール・フォーシー：国際法概論 (Paul Fauchille : *Traité de Droit International*) (平野)、§442 (26) ヴ・商業法 (Masse' : *Droit Commercial*) 1巻§524°

(19) カッティング事件において、M. マリスカルによつて提出された独創的な論証は、實際は、この範囲に含まれる。彼は、フィリモア (Philimore) を引用した：「国家の政府は、その國への他の國人の入國を禁ずる」とができる、かつそれ故に、他の國人がその國に入國するのを許可されるべき諸条件を規定することができる」といふことは、國際法の承認された原則である。(国際法) 1巻、133頁。彼は、更に続けた、「もし、それ故に、國家がその領域への外國人の入國についての条件を課する権利を有するならば、その条件の一つは、その國家の市民に対して、外國人が國外にいる間に犯したかもしないその犯罪に対して、その國境を入ることによって、まさに、その國の法律の下に責任を負わせられなければならない」とあり得たであろう。」フィリモアが言及する条件 (Conditions) は、いづれの条件をも意味しない：もしそれが意味するとすれば、同じ論法によつて、強制的帰化もしくは軍隊勤務が、その國の立法によって、条件となされ得るであろう。引き合いに出された条件は、旅券規則、居留外人についての規定などである。

(20) Oppenheim、1巻、五八八頁参照。

(21) たゞえば、オッペンハイム前掲二四〇頁；フィリモア、前掲、四五四頁；ホール、前掲§10、およびコスター・リカ・ペケット号の仲裁裁判事件においてクレート・ブリテンを代表して提出された論

証、ブリティッシュ・アンド・フォーリン・ステート・マーベーズ、八九巻、一八五頁、を参照せよ。

(22) ローク：提要 (Coke : *Instit.* 2, 318) 「ある日と場所における打撃および他の日と場所における死亡とを断言する起訴状は、それが謀殺または故意が死亡の時と場所においてあつたと主張するのであればよいが、それが被告は打撃が与えられた場所と日に故人を殺しおよび謀殺したと主張するのであれば、間違つてゐる」。セバン・ジショップ事件、12 State Trials, 311.. 「ある場所にある人が他の場所で名誉毀損文書を流布するならば、その人は後者の場所において責任を問わるべきである。」コムズ被告事件 (R. v. Combs) 1 Leach, Cr. Cases, 432.. 岸辺から少し離れたところでボートに乗つた人が、岸辺にある人によつて射撃された場所。それは、打撃と死亡の両者が公海において発生したものと裁決された。ヴェルタイム被告事件 (R. v. Verlaine) [未公表；ラッセル・犯罪論 (Russell on Crimes)、1巻五五頁、八版]：ある外國人が、ハンガリヤにある間、ある代理人に対し脅迫を含んだ手紙を与えた、そし人はその手紙をイギリスに宛ててロシアにおいて投函した、そして手紙はそこ (イギリス) で受け取られた。彼は、一八六一年の窃盜罪条例 (Larceny Act) の四四条を適用して有罪を宣告された。オリアント被告事件 (R. v. Ojiphant) [一九〇五] 2 K. B. 67. ニリンス被告事件 (R. v. Nillins) 53 L. J. M. C. 157. 外國犯人の引渡し、ドインに送られた手紙の中には不正の口実によって入れた金錢を入手した人について、指令された。ケーヴ J. (Cave J.)：「ある人が外国における犯罪を、そこに居たといわねないのに、犯した事件があり得ることは、明らかである。」

ベケット「外国人に対する刑事裁判権の行使」(飯田)

(23) ダヴィス被告事件 (U.S. v. Davis) [後掲「六六頁注三〇」] (原文では五) をみよ。アダムズ対ビーチル号事件, Comstocks R. (N.Y.), 173 9., テクルーンその他被告事件 (Comm. v. Macloon et al) 101 Mass. 1869° の最後の事件において、イギリス船の乗組員のうちの三人の者が、その乗組員のうちの一人のXを、公海にある間に、その船がマサチューセッツのチャーチー港に到着後間もなく彼の死亡を引き起すような方法によつて、打ちかづけさせた。三人の犯人のうち一人は、イギリス臣民であつた。彼は、「一人ともマサチューセッツの裁判所によつて、その死亡がその州内で起るときは、その故殺ははそこで起つたものであるとの根拠に基いて制定法を適用して、有罪の宣告がなされた。判決は、タイラー対ピーパー事件 (Tyler v. People) 8 Mich. 320 (キャメル裁判官は意見を異にした) において支持されたが、ニュー・ジャージー州では支持されなかつた。カーター被告事件 (The State v. Carter), 3 Dutcher 499° この判決は、客観的領域裁判権の原理を大くん度をすりておそらくは度をすりしきて進めている。ムーア (Moore) (1) 五五頁に引用されたといふにおいては、おしろその正確さを疑つてゐるようみえる。この事件において、行為がなされたときに、犯人と被害者の両者は、裁判管轄権の外にあつた。ひいでの被害者が長びく死に方をし、かつ死ぬ前にある場所または他の場所をさよつたのは、犯罪が彼が死んだ場所で犯されたとこうことを主張する主義について細かく区別をたてるものであると思われる。イギリスの裁判所は、レヴィス被告事件 (R. v. Lewis), 7 Cox C. C. 277—大へん類似した制定法 (9 Geo. IV, C. 31) の下における正確に同方向の事件において、明確にこれを感じた。コレリックジ C. 判事は、「その項は、それが強打が加えられた場所においてその認識であった

のになれば、この国の裁判所において殺人犯を審理すべきものとするとして解釈されはならない。この事件における殺人犯は、もし犯人がイギリス臣民であるがその他のものではなかつたならば、第7 項によつてそら審理すべきであつたものであらう」と判決した。

(24) ポウブルの事件 (Poubelle's case), マート、前掲書 111—八頁、ペーリード氏対ウォーレース氏 (Mr. Bayard to Mr. Wallace); カッティング事件、ムーア、前掲書 1111 頁、ペーリード氏対ラッブ (Bragg) 氏、を参照せよ。

(25) Hall: 國際法 (八版), § 10°

(26) Moore, 前掲書, § 202°

(27) フランスは、の主義を採用した。トランペール、國際刑法 (Transvers, Le Droit Pénal International) 一卷, 111 四頁。

(28) ホルムズ被告事件 (R. v. Holmes), 12 C. B. D. 23° H. は、それによつて彼がGを勧誘して、H. がそれを現金化した 150 ボンの為替手形をノットティングガムに渡したものとしないの不正の口実を利用されたといふにおいては、おしろその正確さを疑つてゐるようである。この事件において、行為がなされたときに、犯人と被害者には、裁判管轄権の外にあつた。ひいでの被害者が長びく死に方をし、かつ死ぬ前にある場所または他の場所をさよつたのは、犯罪が彼が死んだ場所で犯されたとこうことを主張する主義について細かく区別をたてるものであると思われる。イギリスの裁判所は、レヴィス被告事件 (R. v. Lewis), 7 Cox C. C. 277—大へん類似した制定法 (9 Geo. IV, C. 31) の下における正確に同方向の事件において、明確にこれを感じた。コレリックジ C. 判事は、「その項は、それが強打が加えられた場所においてその認識であった

(3) ダヴィス被告事件 (U.S. v. Davis) [1 べ(1)] Summer C. C. 482° において、被告 アメリカ船の船長は、甲板上に立つて射撃し

て外国船上にある人を殺した。両船は、友好島国の領域内にあった。ストーリー裁判官は、アメリカの裁判所は裁判管轄権を有しなかつたと、判決した。犯罪は、射撃が結果を生じた法の支配するところにおいて犯された。被害者が市民であったか外国人であったかは、その場合には、如何なる差別もなされなかつた。

““³⁴”³⁵（³⁶）³⁷における国際法協会は（一六四頁の註一六を参照）。 “Contre la sûreté et crédit de l'etat”（國家の安全および信用に対する）犯罪の事件を除くほか、客觀説排斥する決議を採用し、かつもっぱら主觀的見解を採用した。一条、「裁判管轄は・・・刑事法においては、それは本国にまたはその有責行動の際に犯人を発見した國に帰属している」二条、「有罪とされるべき意思によって、その行動の結果を実現した時は実現するであろうところの領域内での本国の刑事裁判は、ただその結果があるというだけでは権限をもつものではない」三條一号をもまた参考せよ。この見解は忠誠説と同様の結果を生ずるところのは（バーおよびブロッチャー両氏の報告書において明らかにされたように）過失説（theory of culpability）、すなわち、人は自國の法についてまたはその所在地の法についての知識を有するが、しかいぎれの他國の法についてもそれを有しないと推定されていること（大へん学究的かつ実際からはず遠いと思われる説）に基いている。

（31）一九一〇年——四年の間に公刊された、六卷において。

（32）トラベール、前掲書、一〇頁
（33）同書、七三頁
（34）オーストリア刑法典、二八八条

（35）刑法に関する論文（Treatise on Criminal Law）九版、一八八五年、§ 284

（36）フランスの法典は、偽造通貨がフランスにおいて流通されたときには限つて裁判しようとするにすぎない。

（37）一般原則は、フランスの刑事訴訟法（Code d'instruction criminelle）の五条および七条に見出される。「国家の安全」（“sûreté de l'etat”）の見出の下に含まれる犯罪は、刑法典の七六、七七（八三）—五に規定されている。それらは、トラベール前掲書五一九頁に要約されており、かつ（次のものを）含めている。：(a)フランスとの交戦に従事するよう外國当局を勧誘するための外國の当局との陰謀。(b)フランスの領土に敵の侵入を促進する方向に向けられた計画および陰謀、およびフランスの敵への援助。(c)フランスを宣戰にまたはフランス市民を報復にさしす行為。交戦国によっておよび戦争の法令に従つてなされ行為は、除外されているが、しかし（トラベールが指摘するように）、もしこれが外國政府によって授与された、または国際法によって許容されている機能と関連されているならば、これらのカテゴリのいづれかの範囲内で行為を除外する法典中に、如何なる限界も見出しえれない。

（38）現行のフランスの制度は、裁判権についてのこの根柢を採用しない、かつこの理由のため、ドイツにおけるフランスの囚人にに対する虐待に対してドイツ人を罰するようにされた努力の結果は、フランスの裁判所によつて、正確には、トラベールが述べているように、否認されたことは、疑いのないといふである。彼は、フランスの市民（それは彼らの國の業務に従事して外國にいるところの）の一定の階級に対する犯罪で、フランスの法廷により処罰しうるものと示す立法の採用を勧めてきたものであるけれども。（前掲書九七頁）。

（39）Hall, International Law (国際法) [八版] § 622—1—K1 頁。

（40）M.トラベールは、それは被害者が同国人であった場所ではない

と論じている（前掲書一二二頁）。

(41) エリス被告事件〔一八九九年〕におけるライト裁判官 (Wright J.) の判決、1K.B. 230 を見よ。

(42) M.トライマーは、この原理を受け入れない（前掲書三七頁）。

(43) ロスター・リカ・ベケット号仲裁裁判事件 (The Costa Rica Packet Arbitration) [British and Foreign State Papers 87卷] 1頁および八九頁、一一八〔頁以下〕。イギリス臣民のカーベンターは、一八八八年一月一四日、捕鯨巡航についてオーストラリア船の指揮をとつて、そのときオランダのグロニ島の北、島から三二マイル（仲裁判においてオランダによら異議を申入したが不成功となつた距離）においで、アラウ (Prau) [現在住民の小舟]を見つけて、ブランディ、ジンおよび油の入った若干の箱を取つていった。二月一八日に、その船は、オランダのバッチャン (Batjan) の港に入港した（オランダによって強く主張せられ、イギリスによつて、カーベンターがそこで火酒を売つたと論ばくされた）。一八九一年一月に、その船は、テルナテというオランダの港に入港した。カーベンターは上陸し、逮捕され、二日から二八日まで、アラウ (Prau) の積荷を横領したという罪名で投獄された。彼は、マカッサルの行政長官の提議により、物品が取られた時に彼はボエロエから三マイル以上のところにあつたことを、証拠が示しているという根拠に基いて、裁判所への申請によって釈放された。オランダは、仲裁審判者の面前で、アラウと箱はオランダ臣民の財産であつたこと、およびオランダの裁判所は、(1) アラウはオランダの船であつて犯罪はそこで犯されたといふ根拠に基いて、裁判管轄権を有したことなどを抗争した。仲裁審判者セント・ペテルブルグのマルタン教授は (Prof. de Martens) は、アラウは、(2) 犯罪が箱が売られた場所すなわちバッチャン

において犯されたに相違ないとは確認されなかつたと判決し、これを却下した。オランダ政府は、これは告訴の部分でなかつたし、かつオランダの裁判所の判決自体は、オランダ政府に対するものであつたという理由で、この点をとることを、禁反言で禁ぜられたこと、(3) 訴訟手続は、オランダ法に従つて規則正しくとり行われ、かつ穏当にかつ正直に行動している裁判当局は、取調または審理の係属中の彼の拘禁を正当化するオランダの領海において犯された犯罪の十分な証拠があつたことを考慮したことが、判決された。マルタン教授は、彼の判定書において述べている（一二八五頁）文書および調書のすべてが提示することは、カーベンター氏の拘留のための重要な理由の欠陥を証明し、かつ彼が受けた損失に対する賠償についてこの人の権利を確認している」と。